

## 平成15年海事代理士口述試験問題及び模範解答

注意：口述試験の問題についてはテーマです。試験官は、このテーマに沿って出題し、解答例を念頭に置いた質問を実施しました。

### 船舶法

凡例：「法」とは、船舶法をいう。  
「則」とは、船舶法施行細則をいう。  
「登則」とは、船舶登記規則をいう。

問 日本船舶を取得してから船舶国籍証書の交付を受けるまでの所要の手続きについて（法4、5条 則3、12、12ノ2、17、30条 登則14～16条）

#### 解答例

船舶所有者は、船籍港を定め、  
船籍港を管轄する管海官庁に  
当該船舶の総トン数の測度申請を行う（ 測度実施 船舶件名書謄本等交付）

船舶所有者は、船籍港を管轄する登記所に  
船舶件名書謄本等の必要書類を添付して  
当該船舶の所有権の保存登記申請を行う（ 登記 登記済証交付）

船舶所有者は、船籍港を管轄する管海官庁に  
船舶登記簿謄本を添えて  
当該船舶の新規登録申請を行う。

船籍港を管轄する管海官庁は、船舶原簿に登録をなし、  
船舶国籍証書を交付する。

問 日本船舶の国籍要件について（法1条）

#### 解答例

官公庁船（国又は地方公共団体の所有する船舶）

日本人の所有する船舶

日本の法令で設立された会社（株式会社、有限会社、合資会社及び合名会社）  
であって、当該会社の代表者（代表取締役）の全員及び業務を執行する役員（代  
表取締役を含む取締役）の3分の2以上の者が日本人である者の所有する船舶

日本の法令で設立された法人（会社を除く。）であって、当該法人の代表者の全

員が日本人である者の所有する船舶

問 船舶の総トン数に変更があった場合における登記・登録の手続きについて  
(法9、10、11条 則24、31、35条 登則21、21ノ2)

解答例

船舶所有者は、  
船籍港を管轄する管海官庁に  
総トン数の改測申請を行う(改測 変更事項通知書)  
(改測の後)変更登録申請を行う  
変更登録申請と同時に  
船舶国籍証書書換申請を行う(変更登録・証書交付)  
(書換前の)船舶国籍証書の返還

船舶所有者は、船籍港を管轄する登記所に  
船舶原簿謄(抄)本を添付して  
船舶の表示変更登記申請を行う(変更登記)

問 仮船舶国籍証書の交付が受けられる場合について  
(法13、15、16条)

解答例

外国の港に碇泊中、船舶国籍証書が滅失若しくは毀損し、又は船舶国籍証書の  
記載事項に変更があった場合。  
外国に航行する途中において、上記の事由が生じた場合。  
日本国内において、船籍港以外の地で船舶を取得した場合。  
外国において船舶を取得した場合。

問 船舶国籍証書の検認を受けなければならない期日について  
(法5条ノ2)

解答例

船舶国籍証書の交付を受けた日又は前回検認を受けた日から(前回検認を受け  
た日の翌日から起算して)  
以下の期間の経過後の国土交通大臣が指定した日  
総トン数100トン以上の鋼製船 4年  
総トン数100トン未満の鋼製船 2年  
木製船 1年

問 船籍港を変更した場合における登記・登録の手続きについて  
(法10、11条 則20、31、35条 登則21条、21条ノ2)

解答例

船舶所有者は

変更前の船籍港を管轄する管海官庁に  
変更登録申請を行う。  
変更登録申請と同時に  
船舶国籍証書書換申請を行う（変更登録・証書交付）  
（書換前の）船舶国籍証書を返還

船舶所有者は、変更前の船籍港を管轄する登記所に  
船舶原簿謄（抄）本を添えて  
船舶の表示（表題部）変更の登記申請を行う。

問 船舶国籍証書の書換又は再交付が必要となる場合について  
（法 11、12 条 則 33 条）

解答例

（船舶国籍証書の書換について）

船舶国籍証書の記載事項に変更を生じた場合...船舶所有者は、変更の事実を知った日から 2 週間以内に船籍港を管轄する管海官庁に書換申請をしなければならない。

船舶国籍証書が毀損した場合...船舶所有者は、毀損の事実を知った日から 2 週間以内に船籍港を管轄する管海官庁に書換申請をしなければならない。

（船舶国籍証書の再交付について）

船舶国籍証書が滅失した場合...船舶所有者は、滅失した事実を知った日から 2 週間以内に船籍港を管轄する管海官庁に再交付申請をしなければならない。

問 船舶国籍証書の交付を受けている船舶の所有者が抹消登録を申請しなければならない場合について （法 14 条）

解答例

船舶が

滅失したとき

沈没したとき

解撤されたとき

国籍喪失したとき

3 ヶ月存否不明となったとき

船舶法第 20 条に掲げる船舶になったとき

（ -1 総トン数 20 トン未満となったとき又は -2 端舟ろかい舟になったとき

（独航機能撤去））

問 船舶国籍証書の交付を受けている船舶を譲り受けた場合の手続きについて  
（法 10、11 条 則 25、31、35 条 登則 1、2、18 条）

解答例

譲受人（登記権利者）は

譲渡人（登記義務者）と共同して  
船籍港を管轄する登記所に所有権移転の登記申請を行う。

新たな所有者（譲受人）は  
船籍港を管轄する管海官庁に  
変更登録申請を行う。  
変更登録申請には、船舶登記簿謄抄本又は登記済証を添付  
変更登録申請と同時に船舶国籍証書書換申請を行う。  
（書換前の）船舶国籍証書を返還

問 仮船舶国籍証書の有効期間及びその失効する場合について  
（法 17、18 条 則 38 条）

解答例

（仮船舶国籍証書の有効期間）

外国で交付する場合、1 年以内

日本で交付する場合、6 ヶ月以内

なお、船籍港に回航する場合は、到達する期間を標準とする。その他の場合には、船舶国籍証書の交付を受けるまでの期間を標準とする。

また、「やむを得ない場合」は、延長することができる。

（仮船舶国籍証書が失効する場合）

、 のいずれの場合も有効期間満了により失効する  
船籍港に到着すると有効期間満了前であっても失効する

## 船舶安全法

問 船舶安全法の主旨について（第1条）

解答例

日本船舶は本法に依り其の堪航性を保持し且人命の安全を保持するに必要な施設を為すに非ざれば之を航行の用に供することを得ず

問 法第5条に定められているそれぞれの検査について（第5条を説明）

解答例

定期検査、中間検査など

問 船舶検査証書に記載されている航行上の条件について（第9条を説明）

解答例

航行区域、最大搭載人員など

問 法第5条の検査を省略する制度について

（第6条第3項・第6条の4第1項について説明）

解答例

予備検査

型式承認

問 船級の登録が行われている船舶の取扱いについて（第8条を説明）

解答例

旅客船以外の船舶は、管海官庁の検査に合格したとみなされる。

## 船員法

問 船員手帳の各手続きについて（則第31条・則第32条・則第34条）

解答例

- ・再交付の申請をしなければならない
- ・船員手帳の余白がなくなったとき又は船員手帳の有効期間が経過したとき。
- ・船員手帳に記載した本人氏名又は本籍に変更があったとき。

問 法第19条の船長が国土交通大臣に報告しなければならない事項について（法第19条）

解答例

- 1．船舶の衝突、乗揚、沈没、滅失、火災、機関の損傷その他の海難が発生したとき。
- 2．人命又は船舶の救助に従事したとき。
- 3．船内にある者が死亡し、又は行方不明となったとき。
- 4．予定の航路を変更したとき。

問 船員法における「海員」及び「予備船員」の定義について（法第2条・法第2条）

解答例

- 海員 船内で使用される船長以外の乗組員で労働の対象として給料その他の報酬を支払われる者をいう。
- 予備船員（船員法第1条に規定する）船舶に乗り組むため雇用されている者で船内で使用されていないものをいう。

問 雇入契約の各手続き等について（法第37条・法第41条・法第43条）

解答例

相続その他の包括承継の場合を除く

船舶所有者による公認申請

- 1．船員が著しく職務に不適任であるとき。
- 2．海員が船長の指定する時まで船舶に乗り込まないとき。
- 3．海員が著しく船内の秩序をみだしたとき。
- 4．船員が負傷又は疾病のため職務に堪えないとき。

問 有給休暇の付与関係について（法第77条）

解答例

労働協約

問 法第84条の未成年者が船員となる際の許可について（法第84条）

解答例

法定代理人

問 法第106条の権限をもつ者について（法第106条）

解答例

船員労務官

船舶職員及び小型船舶操縦者法

問 海技免許を与えない場合について（法6条1項）

解答例

18歳に満たない者等

問 海技免状の有効期間について（法7条の2-1項）

解答例

5年

問 免許講習の種類について（施行規則3条の2）

解答例

レーダー観測者講習 レーダー・自動衝突予防援助装置シミュレータ講習  
救命講習 機関救命講習 消火講習 航海英語講習 上級航海英語講習  
機関英語講習 上級機関英語講習

問 海技試験における筆記試験合格（免除）の有効期間について  
（施行規則52条、108条）

解答例

海技試験にあつては、筆記試験合格日から15年

問 海技免状の有効期間の更新について（施行規則9条の5-1項）

解答例

当該海技免状の有効期間が満了する日以前1年以内

問 海技免状の更新の要件について（法7条の2-3項）

解答例

身体適性基準を満たす

乗船履歴、同等業務経験の認定又は更新講習の修了

問 海技免状の更新のために必要な乗船履歴について（施行規則9条の3）

解答例

1年以上

問 法でいう船舶職員の種類について（法2条2項、3項）

解答例

船長、航海士、機関長、機関士、通信長、通信士、運航士



問 海技免状の失効再交付の要件について (施行規則 9 条の 6、9 条の 7)

解答例

身体検査基準を満たしていること

失効再交付講習を受講すること

問 海技士国家試験の手数料の納付方法について (施行規則 143 条 9 項)

解答例

手数料に相当する額の収入印紙を貼付した納付書を提出する